

## 埼玉県災害派遣福祉チーム設置運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、埼玉県災害福祉支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）構成団体の相互協力の下、大規模災害の発生時に避難所等における要配慮者の支援や福祉施設等への人的支援を行い、要配慮者の二次被害の防止を図る埼玉県災害派遣福祉チーム（以下「チーム」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 大規模災害

災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性がある  
と認められる規模の災害

二 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他災害時に特別な配慮を必要とする者

三 避難所等

避難所、福祉避難所その他災害時に要配慮者を受け入れる施設

### (編成等)

第3条 チームは、先遣チームと支援チームとする。

2 先遣チームは、次に掲げる者で構成する。

一 埼玉県（以下「県」という。）の職員、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団の職員であって、社会福祉士、介護福祉士、看護師等の資格を有する者

二 別表に掲げる資格を有する者であって、災害時の福祉支援活動に関して識見又は経験を有し、あらかじめ先遣チームのチーム員となることを了承した者

三 県の職員であって、先遣チームの連絡調整事務を担うことができると認められる者

3 支援チームは、別表に掲げる資格を有し、又は職種に就いている者であって、当該資格又は職種に係る実務経験が3年以上の者で構成する。

4 支援チームは、1チーム当たり5名程度で編成する。

5 支援チームの1チーム当たりの活動期間は、原則としておおむね7日間（移動日を含む）とし、順次交代チームを派遣する。

6 支援チームの活動期間は、原則として災害の初期（発災後おおむね3日後から2か月）とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。

7 各チームにリーダーを置き、リーダーはチームを統括する。

### (活動内容)

第4条 先遣チームは、次に掲げる活動を行う。

- 一 要配慮者の福祉ニーズ等の把握  
避難所等の開設状況、避難者の数、避難者のうち要配慮者の数、要配慮者の福祉ニーズ、福祉施設の被災状況等を把握するとともに、被災地の自治体等と調整を図り、支援チームの派遣の必要性を県に報告する。
- 二 被災地のインフラ等の状況の把握  
水道、電気、ガス等のライフラインの状況及び交通、通信、宿泊場所等の状況を把握し、県に報告する。
- 2 支援チームは、次に掲げる活動を行う。
  - 一 要配慮者の心身状態の把握（アセスメント）  
保健師チームなど他の支援チームと連携を図り、要配慮者の心身状態の把握（アセスメント）を行う。
  - 二 要配慮者のスクリーニング  
緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などにつなぐ。
  - 三 要配慮者からの相談対応  
要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。
  - 四 介護等を要する者への応急的な支援  
避難所等において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等の支援を行う。
  - 五 避難所環境の整備  
避難所等の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解消に向けて調整を行い、避難環境を良好に保つ。
  - 六 福祉施設等への応援業務  
被災地の福祉施設等において職員の被災等により人的支援が必要な場合に応援業務を行う。
  - 七 前各号に掲げるもののほか、要配慮者の二次被害の防止のために必要と認められる活動

（協力団体との事前協定等）

第5条 県及びネットワークの事務局である社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、ネットワークの構成団体であってチームの派遣について協力する福祉関係団体（以下「協力団体」という。）と埼玉県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定（様式第1号又は様式第2号）を締結するものとする。

- 2 協力団体のうち事業者団体は、自らの団体に加入する施設、事業所、法人（以下「施設等」という。）のうち、チームへの協力が可能なものについて、埼玉県災害派遣福祉チーム協力施設等届出書（様式第3号）を県に提出するものとする。
- 3 協力団体のうち職能団体は、自らの団体に加入する会員のうち、第3条第3項に該当し、チームへの協力が可能な者について、埼玉県災害派遣福祉チーム協力会員等届出書（様式第4号）を県社協に提出するものとする。

（協力法人との事前協定等）

- 第6条 県及び県社協は、前条第2項の届出書の提出を受けた場合は、チームへの協力が可能な施設等を所管する法人（以下「協力法人」という。）と埼玉県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定（様式第5号）を締結するものとする。
- 2 協力法人は、自らの法人に所属する職員のうち、第3条第3項に該当し、チームへの協力が可能な者について、埼玉県災害派遣福祉チーム員候補者届出書（様式第6号）を県社協に提出するものとする。
  - 3 ネットワークは、前項により届出のあったチーム員候補者に対し、災害時の福祉支援に関する基礎的な研修を行うものとする。協力団体のうち職能団体から前条第3項の届出書の提出があったときも同様とする。
  - 4 県社協は、前項の研修を修了した者について、埼玉県災害派遣福祉チーム員登録者名簿（様式第7号）を作成するとともに、埼玉県災害派遣福祉チーム員登録証（様式第8号）を各チーム員に交付するものとする。
  - 5 協力法人は、第2項の届出内容に変更が生じたときは、速やかに埼玉県災害派遣福祉チーム員変更届出書（様式第9号）を県社協に提出するものとする。協力団体のうち職能団体に係る前条第3項の届出内容に変更が生じたときも同様とする。
  - 6 県社協は、協力法人又は協力団体から前項の変更届出書が提出されたときは、第3項の登録者名簿を修正するものとする。

（派遣基準）

第7条 チームの派遣基準は、次のいずれかに該当するときとする。

- 一 県内で大規模災害が発生した場合であって、県がチームを派遣する必要があると認めるとき。
- 二 県内で大規模災害が発生した場合であって、被災地の市町村から県に対してチームの派遣要請があったとき。  
なお、派遣要請は、原則として埼玉県災害派遣福祉チーム派遣要請書（様式第10号）によるものとするが、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による要請も可とし、後日、要請書の提出を行うものとする。
- 三 県外で大規模災害が発生した場合であって、国又は被災地の都道府県から県に対してチームの派遣要請があったとき。
- 四 その他特に必要であると県が認めるとき。

（派遣）

第8条 県は、前条の派遣基準に基づきチームを派遣する必要があると認めたときは、派遣内容を検討の上、県社協を通じて、派遣元となる協力団体又は協力法人に対してチーム員の派遣依頼を行う。

なお、派遣依頼は埼玉県災害派遣福祉チーム員派遣依頼書（様式第11号）により行うものとするが、災害の状況等により緊急を要する場合は、口頭による依頼も可とし、後日、依頼書の提出を行うものとする。

- 2 前項の派遣依頼を受けた協力団体又は協力法人の長は、速やかにチーム員の派遣の可否を判断し、その結果を県社協に報告する。

- 3 県社協は、前項の報告に基づきチームを編成し、派遣計画を作成し、県に報告する。
- 4 県は、前項の報告に基づき、派遣計画を決定し、県社協を通じて、チーム員、協力法人、協力団体等に通知する。
- 5 チームのリーダーは、各日のチームの活動状況等について記録するとともに、埼玉県災害派遣福祉チーム活動記録報告書（様式第12号）により、県に報告するものとする。

（費用負担等）

- 第9条 チームの派遣に関する費用のうち、災害救助法による救助費の支弁対象となる費用については、災害救助法の定めるところにより、県が費用を負担する。
- 2 前項以外のチームの派遣に関する費用については、別に定める。
  - 3 県は、チームの活動に伴う事故等に対応するため、チーム員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担する。
  - 4 県は、県外の被災地にチームを派遣する場合は、チーム員の宿泊場所を確保するものとする。

（研修及び訓練等）

- 第10条 ネットワークは、チームの活動に必要な知識・技術等の向上を図るため、研修及び訓練等の機会の確保に努めるものとする。
- 2 チーム員登録者及び協力法人等は、ネットワークが行う研修及び訓練等への参加に努めるものとする。

（周知・啓発等）

- 第11条 ネットワークは、災害時にチームが避難所等において円滑に活動を行うことができるよう、平時において、チームの活動に関する地域住民等への周知・啓発活動に取り組むものとする。

（その他）

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	名 称
国家資格又は 公的資格	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、看護師、保育士、相談支援専門員等
職 種	介護職員、生活支援員、生活相談員、児童指導員等